

## 平成30年度第3回広島県自立支援協議会議事録(案)

1 日 時	平成31年3月13日(水) 15:00~17:00
2 場 所	広島市中区基町10-52 広島県庁 北館第1会議室
3 出席委員	安藤委員, 石井委員, 井本委員(代理出席: 沖原委員), 岩崎委員, 岡本智恵子委員, 岡本英登委員, 小田委員, 海嶋委員, 金子委員, 熊澤委員, 後藤委員, 近藤委員, 柴田委員, 副島委員(代理出席: 水戸委員), 西岡委員, 林委員, 前川委員, 森木委員, 彌政委員, 山田委員, 横藤田委員, 米川委員
4 議 題	(1) 平成30年度部会報告について (2) 就労継続A型事業所の指定等に係る審査会の設置について (3) 平成31年度広島県障害者支援課主要事業の概要について (4) 第4次広島県障害者プランの策定について (5) 平成31年度事業所適正化事業について (6) 旧優生保護法について
5 担当部署	広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ TEL(082)513-3161(ダイヤルイン)
6 議 事	(1) 平成30年度部会報告について ○ 資料1-1から1-4により, 障害者支援課から説明, 各専門部会部会長(相談支援・研修部会, 就労支援部会, 障害者差別解消支援地域協議会)から意見及び補足説明 ○ 質疑応答 (2) 就労継続A型事業所の指定等に係る審査会の設置について ○ 資料2により, 障害者支援課から説明 ○ 質疑応答 (3) 平成31年度広島県障害者支援課主要事業の概要について ○ 資料3により, 障害者支援課から説明 ○ 質疑応答 (4) 第4次広島県障害者プランの策定について ○ 資料4により, 障害者支援課から説明 ○ 質疑応答 (5) 平成31年度事業所適正化事業について ○ 資料5により, 障害者支援課から説明 ○ 質疑応答 (6) 旧優生保護法について ○ 資料7により, 子育て・少子化対策課から説明
7 決定事項	各議題の現状と課題について確認し, 意見を参考に改善に向けた取組を進めることで合意
8 主な意見等	(1) 平成30年度部会報告について ○ 相談支援・研修部会 部会長: 事務局からの説明にもありましたように, 当部会には4つの付託事項がある。大きく分けると, 1つは市町の相談支援体制の状況把握・支援, もう1つが研修の実施である。 研修の実施については, 様々な研修を行ってきた。各団体からファシリテーターや講師を派遣していただき, おかげで研修がしっかりできた

思っている。

ただ、先般の部会の中でも、市町の方から、「どんなに研修をやっても、市町の相談支援専門員の数が増えない。」「ほとんどが1人職場なので、地域定着などの地域相談ができない」という声があった。なので、次年度は地域生活支援システムの整備はもちろん、地域相談支援をきちんと行っていけるよう部会としても、各市町の相談支援体制の状況把握をきちんと行い、支援を行っていききたい。

委員： 相談支援につきまして、家族会で自主的に取り組んで活動を行っている。みんなで学習し、相談を受けることが多くあるが、相談支援専門員になることが難しい。初任者研修へ参加できないことには、資格がもらえない。ここはしっかり考えていただきたい。

委員： 相談支援については課題意識を持っている。支援制度の創設は国の管轄のため、国の方にも要望をあげている。実際に活動をしていただいているということなので、何とかできないかと考えている。すぐには難しいが、一歩一歩行っていききたいと思う。

会長： 広家連の活動については、ピアサポーターに近い。ピアサポーターをどう活用するかが、これから重要課題になっていく。家族会の相談支援は、一般の相談支援とは別枠で考えるような仕組み等国の方に要請していただければと思う。

委員： 国の方にはしっかり要請していききたい。また、ピアサポーターの活用についても、障害者支援課と連携していききたい。

会長： 県の自立支援協議会に広島市が入っていないのに、アドバイザー派遣状況一覧を見れば基礎自治体扱いとなっている。県と政令指定都市の役割分担について研究する必要がある。

#### ○就労支援部会

部会長： 30年度はA型の問題があったが、それ以降つぶれたとか解雇したという事業者がなかった。今後についても、きちんとした審査をした上で指定を行うという仕組みを作る動きになっている。

一方工賃向上の取組では、単価改正による成果主義導入により、障害の重い人たちが働いているB型事業所については、廃業の動きも耳にしているので、障害の重い人が働ける場所をどう確保するかもしっかり議論する必要がある。

もう一つ、就労移行支援事業が障害福祉計画では毎年増えていくことになっていると思う。一時期140か所くらい事業者があったと思うが、現在60か所位まで少なくなっている。これも、就労して次の人がなかなか入って来ないのであれば経営がなかなか成り立たない。この辺も制度改革の検討が必要ではないかと思う。今年度新しくできた就労定着支援事業についても、就業・生活支援センターとの関係で、役割がはっきりしていない。

大きな国の施策として働くということがテーマになっているので、今後

もしっかりと部会で協議しながら、障害のある人々がしっかりと質が高く働けるよう頑張っていたいただきたい。

委員： 資料の3ページ3(1)の目標工賃が35,000円になっているが、4ページ(4)の表を見ると、500円ずつしか上がっていない。35,000円になるには、後37年かかる。少しでも早くこの目標に対して工賃を達成できるように取組をお願いしたい。

事務局： 35,000円を目指して、県内の工賃が上がるように、資料に書かれている事業を確実に実施したい。少しでも近づけるように努力をしていきたい。

委員： A型について、赤字は出ていても、1,500万円の赤字が1,000万円になっていけば、事業所は努力しているので、改善の見込みがあるというのが正しい判断なのかどうかは、県としても市町としても、よく協議してほしい。赤字が続いていくのが看過されるのは好ましい状況とは思わない。

会長： 開設に当たり、自己資金として最低限度いくら求めているのか教えてほしい。

事務局： 今回の反省に基づき、自己資金がない場合は今後指定は難しいと考えているが、実際どれくらい必要かという明確な基準はない。事業の内容や従業員の数などに応じて、必要な資金がどれくらいいるかというのは変わってくる。この後説明する来年度設置する審査会で事業計画が適切かどうか見ることとしており、そこで議論していければと考えている。

#### ○障害者差別解消支援地域協議会

部会長： 相談対応や地域協議会といった形は整ってきたが、問題は3年を過ぎて、県を含めて地域協議会として何ができるか。地域協議会等をもっと活発化することが重要なのではないか。

また、相談件数自体はそんなに増えてはいないが、今まで行われてきたものをおかしいとは急に思えない。急におかしいと思うのはよっぽどのがあった場合。実際相談になっているのも、コミュニケーションの方法で、もっとちゃんと話せばそこまで問題にならなかったというケースが多い。きちんとしたコミュニケーションで応えた上で、障害者自身が今までされてきたことは仕方がないではなく、おかしいことはおかしいと、差別ではないかとあえて言うていくことが必要と思っている。

未だに盲導犬の相談が結構な件数で出てくる。それはお店はどんどん入れ替わって、新しい店員さんになって、この方々は知らない。もっと補助犬や障害者のことについて、世の中の人に知ってもらうために、あいさポートなど大事な運動だと思うが、そういうことが必要と思っている。

年に2回の県の協議会の2回目で、各参加団体の取組と合理的配慮を報告して問題意識を共有しているが、残念ながら事業者団体が欠席をされている。他の団体の取組を知っていただいて、世の中に少しでも差別解消が広がっていけばと思っている。世の中そう簡単には変わらないが、差別解消が進むために協議会としてできることをやっていきたい。

委員： 私は障害者差別解消地域協議会の委員になっており、先週開催された協議会も出席した。年度末ということもあり、事業者側の出席者がこれまで以上に少なく残念であった。

また当協議会に出席して感じるのは、「障害者差別」に対する思いが事業者側と障害者団体側では大変温度差があり、障害者団体の熱い思いが一方通行になっているように思えてならない。今後はこの温度差をどう埋めていくかが一つの課題であり、引き続きよろしく願います。

委員： 事業者団体のトップの方が忙しいのは仕方ない。代理の出席をお願いして進めていきたい。

会長： 企業は決算期はすごく忙しいので、決算期を外した時期の開催などの工夫も必要ではないか。社会の様子も少しずつ変わってきているように思うので、引き続きよろしく願います。

#### ○医療的ケア児支援部会

委員： 資料3 ページ2 の医療的ケア児等コーディネーター養成研修について、県立障害者リハビリテーションセンターで実施した。委託を受けたのが9月末だったので、開催時期が遅れたが、36名に参加いただいた。

医療的ケアの必要な子どもや家族を支援するには、相談支援専門員だけでなく、医療関係者、障害福祉、教育関係者様々な方がこの研修に参加いただくのが非常に重要と感じた。

次年度については上半期に取り組んで、一般の座学で100名程度、コーディネーターの養成は4～50名程度で取り組んでいきたい。

#### (2) 就労継続 A 型事業所の指定等に係る審査会の設置について

会長： 福山で実際に破たんした場合の債権の確保は、公的な債務が優先され、スタッフや障害者の賃金は確保されなかったように聞いている。スタッフや障害者の賃金を確保するためにも、破産管財に詳しい弁護士が構成員に入ったらと思うが、いかがか。

事務局： 構成員については案なので、ご意見等をお伺いして決めていければ。審査していただく方についてはしっかり考えていきたい。

#### (3) 平成31年度広島県障害者支援課主要事業の概要について

委員： 資料5 ページの4 (1) ウの児童福祉法関係事業の中で、障害児の入所施設における18歳以降の過齢児について、施設のみなし規定の期限が本来であれば平成30年3月だったのが、33年3月に伸びた。18歳以降の子ども達の生活をきちんと担保できるような予算、障害児福祉計画等考えていただければと思っている。

委員： 2 ページ2 (1) イの障害者就業・生活支援センターについて、就労移行支援事業所が随分と減っており、また就労定着支援事業が平成30年度からできたが、3年を経過したら障害者就業・生活支援センターに引き継ぐとなっている。3年後に手厚くするのではなく、今からきちんと体制を作っ

ていただくように要望しておく。

会長： 事業者が減っているのは、ニーズが減っているのか、経営的なことか。

委員： 平成30年度の報酬改定で1日5,000円まで落ち、事業の撤退が進んでいるという状況がある。

会長： 6ページの精神障害者地域生活支援事業について、ピアサポーター養成はどのような事業を計画しているか。

事務局： ピアサポート養成事業は、尾三の保健所圏域をモデル圏域として、病院から地域への移行を進めるにあたり、精神障害者だった方を対象にピアサポーターとして養成し、その方が病院と連携して、病院の退院会議等で、退院後の生活や本人が退院に向けて何をしたら良いかアドバイスをすることを考えている。その成果を踏まえ、平成32年度以降県内全域にそういう取組を広めていきたい。

委員： グループホームに入っても、精神障害以外の病気では病院が受け入れてくれないので、こういうときの相談として、地域に骨組みができると思う。今は何もない。

会長： 本来精神障害者に対応した地域包括ケアは、在宅生活のADL・IADLを高くするのが中心である。精神障害者は地域の中での方がストレスが多く、再発しやすいが、その中で再発を防止して、地域生活を維持するためにピアサポーターの意義がある。地域生活をどのように維持するかというところに重点を置いていただければと思う。

#### (4) 第4次広島県障害者プランの策定について

委員： 学校教育のことが書いてあるが、障害のある児童の18歳以降の方向性について、「自立と社会参加の促進による共生」のところに、触れてほしいと思う。

もう1つ、資料4ページの「各市町における児童発達支援センターの整備推進」で、現状が9市町、目標値が23市町と書いてあるが、児童発達支援センターを各市町に1か所設置するのは非常に困難である。本来、児童発達支援センターは各地域における重層的な中核機能を担うものなので、ここは各市町もしくは圏域においてという形で書いてある方がより現実的だと思う。

委員： 療育手帳のカード化について、山口県はカード化しているが、広島県はカード化されているのか。カードと手帳を選べるようにしてほしいという意見が出ている。県はどのような考えなのか。

事務局： 療育手帳のカード化については、山口県はカード化しているが、他の県はまだ実施していない。療育手帳以外に、身体障害者手帳、精神保健福祉

手帳について、国でカード化を考えている。すぐの実施は難しいが、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳のカード化にあわせて、療育手帳のカード化についても検討していきたい。

委員： 偏見と差別は教育によるものが大きい。なくすためにも、全ての教員の意識醸成をお願いしたい。

資料2 ページの「個別の教育支援計画作成率」の69.2%の中に一般の学校が入っているのか。これについても今後しっかり行っていただきたい。

委員： 学校教育において、障害者理解を頑張っている。県の学校の職員については、教育委員会で対応要領を作って、周知徹底を進めているところ。引き続き取り組んでまいりたい。

また、個別の教育支援計画については、公立の幼稚園から高等学校まで集計としたもの。こちらに必要な方全員に作られるよう取り組んでまいります。

会長： 認知症の場合は、地域包括支援センターに置いている認知症地域支援推進員が学校や企業等に話をする。障害者についても、認知症のような仕組みが作れないか。

事務局： 現在、あいサポートの取組の中で、学校等へお伺いして、障害の理解を進める取組を進めている。その他、教育委員会と相談しながらになるが、手話を中心にわかりやすいところから入っているが、それ以外のところについても少しずつ増やしていきたい

#### (5) 平成31年度事業所適正化事業について

委員： 内部告発があった時に、県として一報を受けてからどれくらいのスケジュール感を持って、改善に取り組むのか、標準的なものを作っておいた方が良いのではないか。適切な対応をお願いします。

事務局： 人員基準等指定基準を満たしていないのではという内部告発、通報があった場合には、事実確認をすることが重要だと考えている。どの程度の基準違反かといったことなどを勘案して実際に行くのか、事情を聴くのか、個別の事情に応じて対応をしているところである。

会長： 全国的にもいろんな形で障害者や貧困者を対象としたビジネスがはびこっているのが、行政として厳正に対処していただかないといけない。

また、大事な研修会は強制参加にする、参加しなければ欠格事項に該当するなどの工夫ができないか。

事務局： 今年度実施したA型事業所の研修会も全部の事業所はでてこなかったもので、何らかの工夫をしていきたい。

	<p>(6) 旧優生保護法について</p> <p>質疑なし</p> <p>(7) その他</p> <p>委員： 精神医療の通院自己負担について、制度を検討すると回答をいただき、大変喜んでいる。</p> <p>グループホームの入所者が、感染症となった時に自宅へ帰ってくれと言われる。自宅がない、誰も面倒見る人がいない場合、どうすれば良いのか。そうこうするうちに症状がひどくなって、精神障害の再発ということになる。受け入れてくれる病院が見つからない。どういう対応をしたら良いのか。</p> <p>委員： 感染症と精神疾患を合併した方の入院場所がなかなか確保できていないのは課題認識を持っている。</p> <p>結核等であれば、第2種の指定医療機関を紹介する。風邪やインフル、ノロ等であれば、部屋を別にしたり、手洗い・うがいを徹底していただくなどしている。</p>
9 配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 1-1 広島県障害者自立支援協議会「相談支援・研修部会」平成30年度報告</li> <li>・資料 1-2 広島県障害者自立支援協議会「就労支援部会」平成30年度報告</li> <li>・資料 1-3 広島県障害者自立支援協議会「障害者差別解消支援地域協議会」平成30年度報告</li> <li>・資料 1-4 広島県障害者自立支援協議会「医療的ケア児支援部会」平成30年度報告</li> <li>・資料 2 就労継続支援A型事業所の指定等に係る審査会の設置について</li> <li>・資料 3 平成31年度 広島県障害者支援課 主要事業の概要</li> <li>・資料 4 第4次広島県障害者プランの策定について</li> <li>・資料 5 平成31年度事業所適正化事業</li> <li>・資料 6 広島県障害者自立支援協議会設置要綱</li> <li>・資料 7 旧優生保護法について</li> </ul>